○常滑市契約規則

平成13年12月26日規則第21号

改正

平成16年９月28日規則第27号
平成17年３月30日規則第10号
平成17年10月28日規則第48号
平成18年４月18日規則第29号
平成20年３月28日規則第12号
平成21年３月31日規則第17号
平成22年３月26日規則第６号
平成23年３月29日規則第20号
平成24年３月30日規則第21号
平成25年３月28日規則第14号
平成26年３月26日規則第６号
平成27年３月30日規則第９号
平成30年３月22日規則第５号
令和２年２月25日規則第２号
令和５年５月22日規則第19号
令和６年３月18日規則第12号
令和６年10月１日規則第36号
令和７年３月31日規則第28号

常滑市契約規則

目次

第１章　通則（第１条～第４条）
第２章　契約の方法
第１節　一般競争入札（第５条～第21条）
第２節　指名競争入札（第22条～第25条）
第３節　随意契約（第26条～第28条）
第３章　契約の締結（第29条～第35条）
第４章　契約の履行（第36条～第58条）
附則

第１章　通則

（趣旨）

第１条　この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　契約担当者　市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。

（２）　契約者　契約担当者と契約を締結する者をいう。

（３） 監督員　契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた補助者をいう。
（４） 検査員　契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた補助者をいう。

（契約の原則）

第３条　契約の当事者は、各の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならない。

（契約担当者の遵守事項）

第４条　契約担当者は、次に掲げる事項を遵守して不利益な契約を締結しないようにしなければならない。
（１） 財務に関する法規を熟知し、厳正な運営を図ること。
（２） 物価の変動、需給の状況等経済情勢を絶えず調査研究すること。
（３） 予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うこと。
（４） 契約者の信用状態を的確に把握すること。

２　契約担当者は、契約履行の確保を図るようにしなければならない。

第２章　契約の方法

第１節　一般競争入札

（入札参加者の資格の公示）

第５条　市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の５の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法等を常滑市公告式条例（昭和29年常滑市条例第２号。以下「公告式条例」という。）の例により、公示するものとする。

２　契約担当者は、前項の規定により公示した場合においては、その定めるところにより、一般競争入札に参加しようとする者の参加資格審査申請を待って、定期又は随時に、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

３　契約担当者は、第１項の資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

４　契約担当者は、第２項の規定により資格の審査をしたときは、第１項の資格を有すると認めた者及び資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をしなければならない。

（不正契約者等の報告）

第６条　契約担当者は、令第167条の４第２項各号に掲げる場合に該当すると認める者があったときは、速やかにその者の氏名及び住所並びにその事実を市長に報告しなければならない。

（入札の公告）

第７条　契約担当者は、入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに入札の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を５日までに短縮することができる。

（入札についての公告事項）

第８条　前条の規定による公告には、次に掲げる事項を記載するものとする。
（１）　入札に付する事項
（２）　入札者に必要な資格に関する事項
（３）　契約条項を示す場所及び日時
（４）　入札執行の場所及び日時
（５）　入札の無効に関する事項
（６）　入札保証金に関する事項
（７）　その他必要な事項

（入札保証金の額）

第９条　契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、その見積る契約金額の100分の５以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、インターネットを利用した普通財産の売払いに係る一般競争入札を執行する場合においては、入札保証金は予定価格の100分の10以上の額とする。

（入札保証金に代わる担保）

第10条　前条の規定による入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
（１）　政府の保証のある債券
（２）　市長が確実と認める社債
（３）　銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下本項において「銀行等」という。）に対する定期預金債券
（４）　銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手
（５）　銀行等の保証

２　前項に定める担保の価値は、国債及び地方債にあっては政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額、その他の債権にあっては額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の８の金額、定期預金債券にあっては債券金額の10分の10の金額、小切手にあっては券面金額、保証にあってはその保証する金額によるものとする。

（入札保証金の還付等）

第11条　入札保証金は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあっては、契約を締結した後に還付する。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金の納付の免除）

第12条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
（１）　一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
（２）　一般競争入札に参加しようとする者が、過去２年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を

数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３） 前２号のほか、市長が入札保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

（入札の無効）

第13条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１） 入札参加者の資格を有しない者のした入札

（２） 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

（３） 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

（４） 入札に際して談合等による不正行為があった入札

（５） 同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札

（６） 記名及び押印のない入札

（７） 入札書の記載事項が確認できない入札

（８） 予定価格の制限の範囲を超えた価格の入札（第７条の規定による入札公告又は第24条第２項の規定による指名通知において入札執行前に予定価格を公表した場合（以下「予定価格を事前公表した場合」という。）に限る。）、工事費内訳書の提出のない入札及び工事費内訳書により算定した金額と異なる金額の入札

（９） その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

（予定価格の作成）

第14条　契約担当者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

２　予定価格を事前公表した場合は、予定価格を記載した書面の封入を要しない。ただし、予定価格を記載した書面に非公表としている情報が含まれる場合は、この限りでない。

（予定価格の決定方法）

第15条　予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

２　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量及び履行期限の長短を考慮して適正に定めなければならない。

（最低制限価格の作成）

第16条　契約担当者は、令第167条の10第２項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において定めなければならない。

２　前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第14条に規定する予定価格に併記しなければならない。

（入札）
第17条　入札書は、１件ごとに１通を作成しなければならない。
２　代理人により入札するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
（入札又は開札の中止）
第18条　契約担当者は、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札又は開札を中止することができる。
（落札の通知）
第19条　契約担当者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。
（再度入札）
第20条　契約担当者は、第14条に規定する予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第16条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札をすることができる。
（競り売り）
第21条　契約担当者は、動産の売払いについて、特に必要があると認めるときは、本節の規定に準じて競り売りに付することができる。

第２節　指名競争入札

（入札参加者の資格の公示）
第22条　市長は、令第167条の11第２項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、指名競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法等を公告式条例の例により、公示するものとする。
（指名基準）
第23条　市長は、第25条で準用する第５条第３項に規定する名簿に記載された者の中から、契約に参加する者を指名する場合の基準を定めるものとする。
（入札者の指名）
第24条　契約担当者は、なるべく５人以上の入札者を指名しなければならない。
２　前項の場合においては、第８条第１号及び第３号から第７号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。
（一般競争入札に関する規定の準用）
第25条　第５条第２項から第４項まで、第６条及び第９条から第20条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第３節　随意契約

（随意契約のできる予定価格の額）
第26条　令第167条の２第１項第１号に規定する規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）　工事又は製造の請負　200万円
（２）　財産の買入れ　150万円
（３）　物件の借入れ　80万円

（４） 財産の売払い　50万円
（５） 物件の貸付け　30万円
（６） 前各号に掲げるもの以外のもの　100万円

（随意契約の手続）

第26条の２　契約担当者は、令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定により、随意契約を行うときは、次に掲げる手続によらなければならない。

（１） あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
（２） 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び申請方法を公表すること。
（３） 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由及び契約金額を公表すること。

（見積書の徴収）

第27条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（予定価格の決定）

第28条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第15条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

第３章　契約の締結

（契約書の作成）

第29条　契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

（電磁的記録により作成する契約書等の特例）

第29条の２　前条の規定により作成する契約書、第31条第２項の規定により徴する請書その他これに類する書類（以下「契約書等」という。）については、当該契約書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、契約書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書等とみなす。

２　前項の電磁的記録を作成するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第５項又は建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第３項の規定に基づく措置を講じなければならない。

（契約書の記載事項）

第30条　契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

（１） 契約保証金
（２） 契約履行の場所
（３） 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
（４） 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
（５） 権利義務の譲渡等

（６） 危険負担
（７） 契約不適合責任
（８） 監督及び検査
（９） その他必要な事項
２　建設業法第２条第１項に規定する建設工事の請負契約の場合には、前項の規定によるほか、同法第19条の規定によらなければならない。
３　市長は、必要があるときは、前２項の規定により標準となるべき契約書の書式を定めるものとする。
４　契約担当者は、前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して契約書を作成しなければならない。
（契約書の省略）
第31条　契約担当者は、次に掲げる場合には、第29条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。
（１） 契約の金額が100万円以下のとき。
（２） 競り売りに付すとき。
（３） 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
（４） 随意契約で市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
２　前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、市長が特に必要がないと認めるときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類によらなければならない。
（契約保証金の額）
第32条　契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、インターネットを利用した普通財産の売払いに係る一般競争入札を執行する場合においては、契約保証金は予定価格の100分の10以上の額とする。
（契約保証金に代わる担保）
第33条　第10条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。
２　前項のほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。
３　前項に定める担保の価値は、その保証する金額とする。
（契約保証金の納付の免除）
第34条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
（１） 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
（２） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定によ

り財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（３） 令第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４） 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

（５） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されるとき。

（６） 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（７） 前各号のほか、市長が契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

（契約保証金の還付）

第35条　契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

第４章　契約の履行

（履行遅延による違約金）

第36条　契約担当者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、第38条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した違約金を納めさせなければならない。

（債務不履行による損害賠償）

第37条　契約担当者は、第41条の規定により契約を解除したときは、これによって生じた損害を賠償させなければならない。

２　前項の場合において、第32条の規定による契約保証金を納めさせているときは、契約の解除によって生じた損害の額が契約保証金の額以下のときは、契約保証金の額をもって、契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の額とその超える額をもって、損害の額とする。

（履行期限の延長等）

第38条　契約者は、天災地変等やむを得ない理由により履行期限内に履行することができないときは、その理由を明らかにして履行期限の延長又は事業の一部休止を申し出ることができる。

２　契約担当者は、前項の申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、履行期限の延長又は事業の一部休止を認めることができる。

（下請負の制限）

第39条　契約担当者は、契約者が委託その他何らの名義をもってするを問わず、その請け負った工事の全部又は一部を一括して他人に請け負わせるようなことをさせてはならない。

（契約内容の変更）

第40条　契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができる。

２　契約担当者は、工事の請負契約で設計変更に基づき契約金額を変更するときは、変更設計工費に当初の契約金額と原設計工費との比率を乗じて算出しなければならない。この場合における計算は、前乗後除の方法によるものとする。

３　契約担当者は、契約内容の変更協議が調ったときは、第29条又は第31条第２項の規定により遅滞なく変更契約書、変更請書等を作成しなければならない。

（契約担当者の解除権）

第41条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　契約者が所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

（２）　契約者の責に帰する理由により履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

（３）　契約者が契約の重要な事項に違反したとき。

（４）　契約の履行につき不正行為があったとき。

（５）　監督員又は検査員が、法第234条の２第１項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

（６）　工事の請負契約において、契約者が建設業法の規定により営業の停止を受け、又は登録を取り消されたとき。

２　工事又は製造の請負契約において、公益に関する理由により契約を履行することができないときは、契約担当者は、履行することができない部分について契約を解除することができる。

３　前２項の規定により契約を解除したときは、履行済みの部分について、相当と認める金額を支払うことができる。

（契約者の解除権）

第42条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者をして契約を解除させることができる。

（１）　工事又は製造の請負契約において、契約締結後１月を経過しても着手下命がないとき。

（２）　工事又は製造の請負契約において、契約担当者の責に帰すべき契約履行の中止期間が所定の履行期間の３分の１に達したとき。

（３）　契約担当者の責に帰すべき理由によって契約の履行が不能となったとき。

（契約解除の方法）

第43条　契約の解除は、書面により通知しなければならない。

（契約解除による精算）

第44条　契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が第41条の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該前払金又は部分払金に、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額に相当する利息を付して契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。

２　契約の一部を解除したときは、解除しない部分に相当する代価と前項の規定により返還すべき金額を差し引き精算する。

（危険負担）

第45条　契約の履行前に契約担当者及び契約者双方の責に帰することができない理由により生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約者が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、市は相当の損害を負担することができる。

（売払い代金の完納時期）

第46条　財産の売払い代金は、法令に特別の定めがある場合のほか、その引渡しの時まで、又は移転の登記若しくは登録の時までに完納させなければならない。ただし、官公署との契約については、この限りでない。

（貸付料の納付時期）

第47条　財産の貸付料は、別に定めがある場合のほか、前納させなければならない。ただし、貸付期間が６月以上にわたるものについては、この限りでない。

（完了通知）

第48条　契約担当者は、契約者が工事又は製造の請負契約について、その工事又は製造が完了したときは、直ちに完了通知を提出させなければならない。

（監督及び検査）

第49条　法第234条の２第１項に規定する監督又は検査は、契約担当者が自ら又は補助者に命じて行うものとする。

（監督員の一般的職務）

第50条　監督員は、当該請負契約の履行について仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

２　契約担当者から監督を命ぜられた補助者は、契約担当者に監督の実施状況についての報告をしなければならない。

３　監督員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、その実施に当たって知り得た契約者の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査員の一般的職務）

第51条　検査員は、当該請負契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。）について契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

２　検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既納部分の確認を含む。）について契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

３　検査員は、前２項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。

４　検査員は、工事の請負契約については、完了の通知を受けた日から14日、その他の契約については、完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

（検査調書）

第52条　検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。

２　検査員は、検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を検査調書に記載して契約担当者に提出しなければならない。

３　検査員は、契約金額が100万円を超えない契約に係る検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合していると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びに年月日及び職氏名を記載し、押印することをもって検査調書の作成に代えることができる。

（検査結果の通知）

第53条　契約担当者は、工事又は製造の請負契約について検査を行ったときは、その結果を７日以内に契約者に通知しなければならない。

（検査に要する経費の負担）

第54条　契約担当者は、契約者をして、第51条第３項の規定による破壊若しくは分解又は試験に要する経費及びこれらの復旧に要する経費を負担させなければならない。

（監督の職務と検査の兼職禁止）

第55条　契約担当者から検査を命ぜられた補助者は、特別の理由があるときを除き、契約担当者から監督を命ぜられた補助者の職務を兼ねることができない。

（監督及び検査の委託）

第56条　第50条から前条までの規定は、令第167条の15第４項の規定により市の職員以外の者に監督又は検査を委託した場合に準用する。

（公共工事の前金払限度額）

第57条　契約担当者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第５条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の10分の４を超えない範囲内において前金払をすることがで

きる。
2　契約担当者は、前項の規定により前金払をするときは、契約者から保証事業会社の保証証書を寄託させなければならない。
3　契約者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は当該保証証書を寄託したものとみなす。

（部分払の限度額）

第58条　契約担当者は、請負契約にあっては、その既済部分に対する代価の10分の９、物件の買入れその他の契約にあっては、その既納部分に対する代価を超えない範囲内で部分払をすることができる。ただし、その性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の範囲内とするものとする。
2　前払金をしたときにおける部分払の額は、前項の規定により部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。
3　前２項の規定により部分払のできる回数は、次に掲げるところによるものとする。
（１）　契約金額1,000万円までの場合　１回
（２）　契約金額3,000万円までの場合　２回以内
（３）　契約金額5,000万円までの場合　３回以内
（４）　契約金額5,000万円を超える場合　４回に、5,000万円を超えるごとに１回を加えた回数以内

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成14年１月１日から施行する。

（常滑市財務規則の廃止に伴う経過措置）

2　この規則の施行前に常滑市予算決算会計規則（平成13年常滑市規則第20号）附則第２項の規定による廃止前の常滑市財務規則（昭和39年常滑市規則第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当する規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附　則（平成16年９月28日規則第27号）

この規則は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成17年３月30日規則第10号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年10月28日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年４月18日規則第29号）

この規則は、平成18年４月20日から施行する。

附　則（平成20年３月28日規則第12号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日規則第17号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月26日規則第６号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月29日規則第20号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第21号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月28日規則第14号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月26日規則第６号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月30日規則第９号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月22日規則第５号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月25日規則第２号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月22日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月18日規則第12号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年10月１日規則第36号）

この規則は、令和６年10月１日から施行する。

附　則（令和７年３月31日規則第28号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。